

獣医師法第22条の届出について

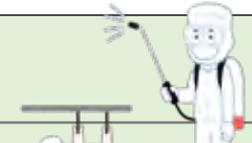
令和5年7月14日
農林水産省

獣医師法第22条の届出とは

- 獣医師の就業状況等を把握する制度。
- **獣医師**は**鳥インフルエンザ**などの防疫や、食の安全確保など様々な分野で活躍。
- **都道府県**への本年5月のアンケートでは産業動物獣医師の確保・育成に**重要な情報**との回答。

分野別獣医師の数

		R2年	(人)	(%)			
活動 獣医師	公務員 分野	農林水産	3,405	8.5			
		公衆衛生			公務員 約25%	5,531	13.7
		その他			482		
	診療 分野	産業動物	4,402	10.9			
		小動物			診療 約50%	16,203	40.3
	その他の分野		5,832	14.5			
	小計		35,855	89.1			
獣医事に従事しない者 (無職含む)		4,396	10.9				
合計		40,251	100				

<p>農林水産分野獣医師 家畜伝染病の予防やまん延防止に従事 関係法令：家畜伝染病予防法、薬機法</p> 
<p>公衆衛生分野獣医師 と畜場の食肉検査等に従事 関係法令：食品衛生法、と畜場法</p> 
<p>その他分野の獣医師 動物の愛護・管理等に従事 関係法令：動物愛護管理法、愛玩動物看護師法</p> 
<p>産業動物診療獣医師 家畜の診療に従事</p> 
<p>小動物診療獣医師 犬、猫等のペットの診療に従事</p> 
<p>その他の分野 大学教員、動物用・人体用医薬品の開発、 海外技術協力などに従事</p>

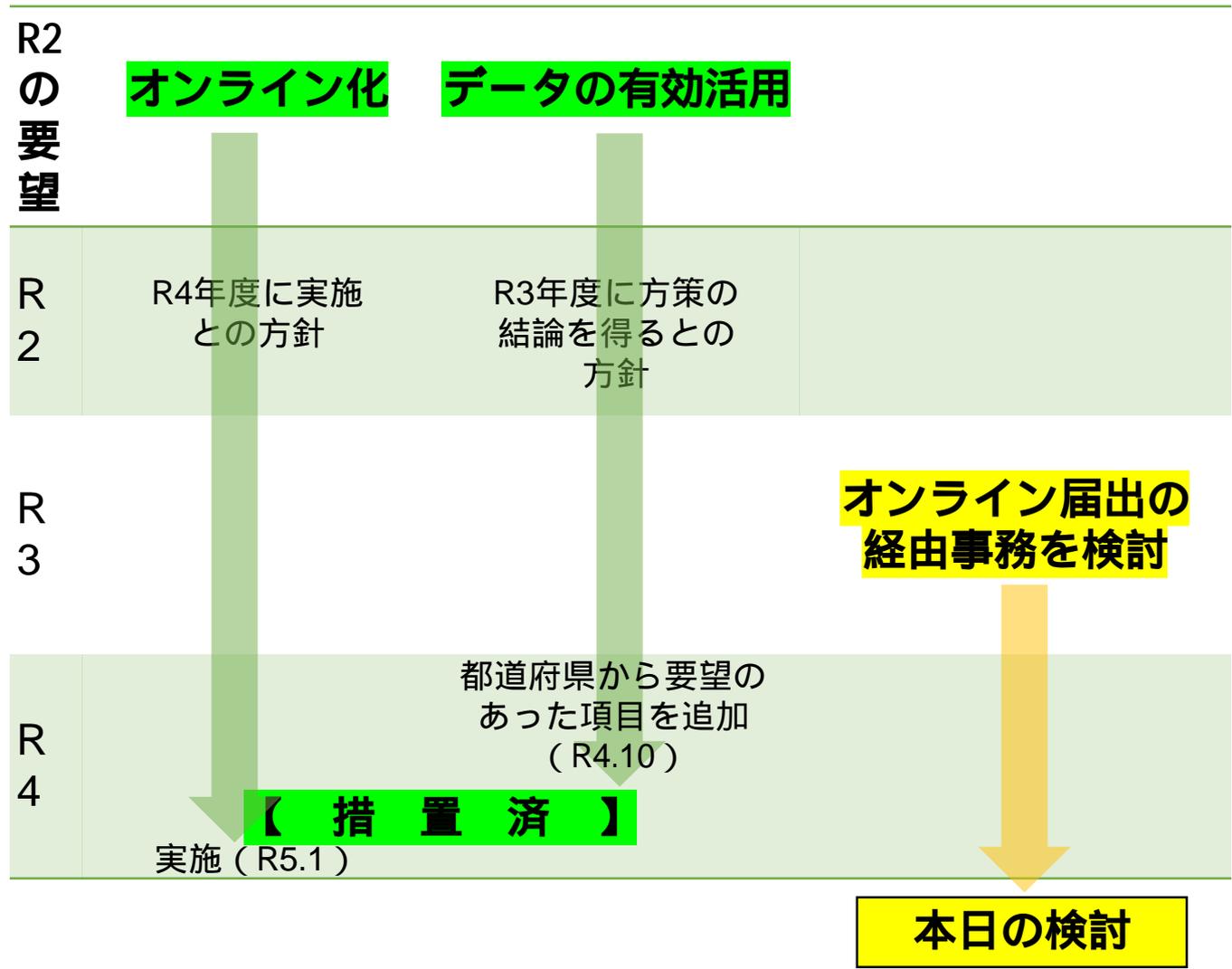
【農林水産省調べ】

地方分権に関する経緯等

- 令和2年の「獣医師法第22条の届出オンライン化」という提案は、eMAFF ()で措置済。
- 令和3年の方針に基づき、令和5年中に**オンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の在り方について検討し、結論を得る必要**。

農林水産省の共通申請システム

23



オンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の在り方について

- 経由事務に関する**都道府県要望**を本年5月にアンケートしたところ、**意見は2分**。
(国に直接27、経由のまま19)
 経由事務の廃止については、法律改正による適切な対応が必要。
- **両者の要望をまとめると**、経由事務を廃止する場合も**届出情報を利活用**することを希望。
 実現に当たり、国と都道府県の**双方に届出情報が届く形**が望ましい。
 その際、**システム面と個人情報の取扱いについて整理**する必要。

24

都道府県アンケート (R5.5) から	
国に直接届出するよう変更すべき	27
< 主な要望等 > <ul style="list-style-type: none">・ 情報は欲しいが負担は減らしたい・ 他から把握するので情報は入手出来ている	
都道府県経由のままよい	19
< 主な要望等 > <ul style="list-style-type: none">・ 防疫作業のため情報が欲しい・ タイムリーに情報が欲しい・ オンライン化で負担軽減されたため	
未回答	1



**届出情報を
利活用できる
ようにする必要**

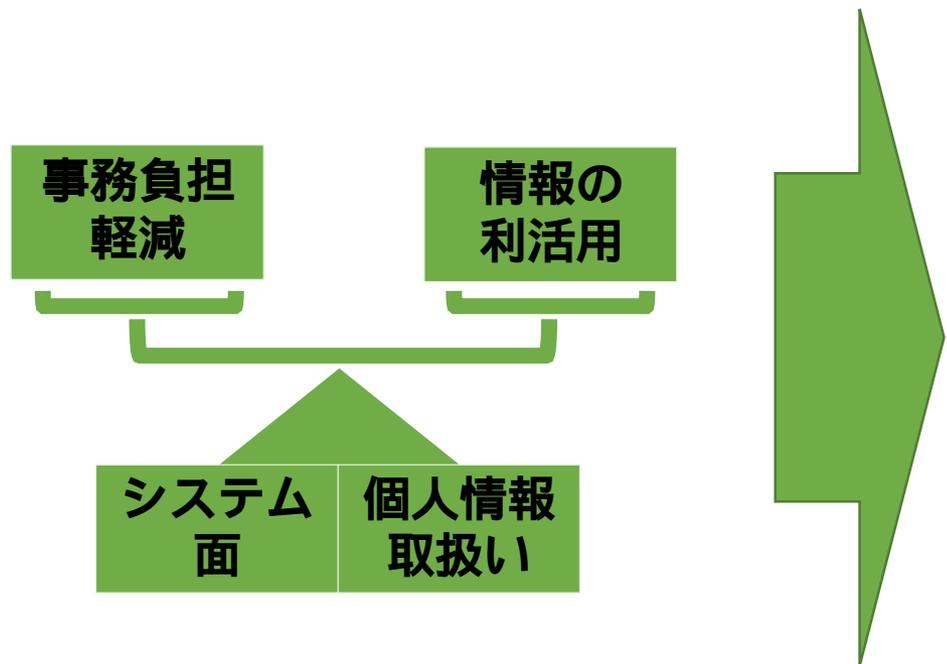
経由事務を廃止し届出情報を利用する場合の留意事項

- システム面については、農林水産省として、次回届出（令和7年1月）に向け、eMAFF（ ）の機能更新を検討。（機能の例：国と都道府県の双方が届出情報を確認する機能）
- 個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会事務局に確認したところ、**現行の利用目的との関係も踏まえ、法律改正を含めた適切な対応**を検討。

農林水産省の共通申請システム

主な都道府県要望と対応方向

25



- オンライン化で業務負担軽減。
- オンラインの利用率拡大にはeMAFFの機能更新をする必要。
 - ・ 入力容易化に関する機能
 - ・ 届出情報利活用に関する機能
- 個人情報の取扱いについて、法律改正を含めた適切な対応を検討。
十分な周知が必要。

獣医師法(昭和24年法律第186号)(抄)

第22条 獣医師は、農林水産省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年1月31日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

獣医師法・獣医療法の解説(地球社)より抜粋

獣医師の分布、就業状況、異動状況等を的確に把握することは、家畜衛生の行政目的からみても、公衆衛生又は獣医師の指導の面からみても極めて重要であるため、本条において、

26

獣医師法施行規則(昭和24年省令第93号) 第6号様式より抜粋

- 8 本届出書の利用目的は、次のとおりである。
- 一 農林水産省において、獣医師の届出状況を集計・公表し、農林水産行政の基礎資料として活用すること。
 - 二 農林水産省において、獣医療に関する通知等の情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 三 農林水産省において、都道府県の依頼に応じて行う防疫業務への協力依頼及び獣医療体制整備に係る情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 四 届出先の都道府県において、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼の送付等に活用するため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。

令和2年の地方からの提案 < 抜粋 >

提案事項: 獣医師法に基づく届出をオンライン化すること

求める措置の具体的内容: 現在、獣医師法第22条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則オンライン化することを求める。

また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、異動状況等)をデータベース化することで、獣医師確保など、データの有効活用につなげる。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定) < 抜粋 >

獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。

- ・令和4年度の届出からオンライン化する。
- ・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定) < 抜粋 >

獣医師法に基づく届出(22条)については、令和4年度からオンライン化することとしているが、オンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定) < 抜粋 >

獣医師法に基づく届出(22条)については、獣医師の情報の都道府県による利活用を図るため、省令を改正し、意向等の調査において都道府県から利活用の要望があった獣医師の業務経験等の項目を届出の様式(施行規則13条2項の第6号様式)に追加する。[措置済み(獣医師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第58号))]

法人・不動産ベース・レジストリ にかかるとの検討状況

デジタル庁

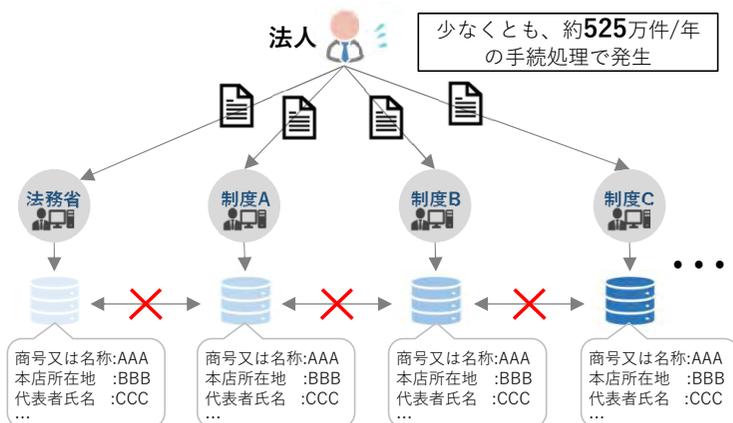
課題2：AI時代の官民データ整備・制度対応

- ベース・レジストリ等のデータ連携に関する制度の創設
組織や制度の縦割りを打破し、法人番号等を徹底活用して行政機関間で情報をスムーズに共有することで、行政手続における届出等の省略（ワンスオンリー）や行政事務の効率化に加え、民間事業者の業務効率化や経済取引活性化を実現し、AIやデータを活用する社会の実現に寄与
- 法人・不動産あわせて、合計約2,000億円のコストに対する削減に寄与
- データクレンジングや安定的な提供にノウハウがある国立印刷局の知見の活用も検討

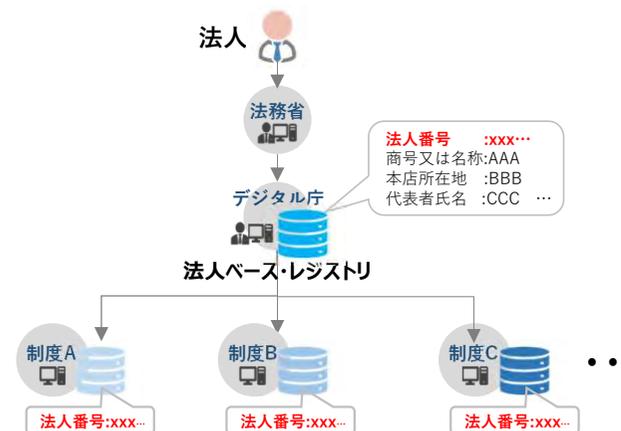
法人

行政手続における効果

【現状】
法人は制度毎に手続が必要



【目指す姿】
法人は登記さえ変えればよい



政策効果

法人分野では、手続省略等の実現により約830億円のコスト削減

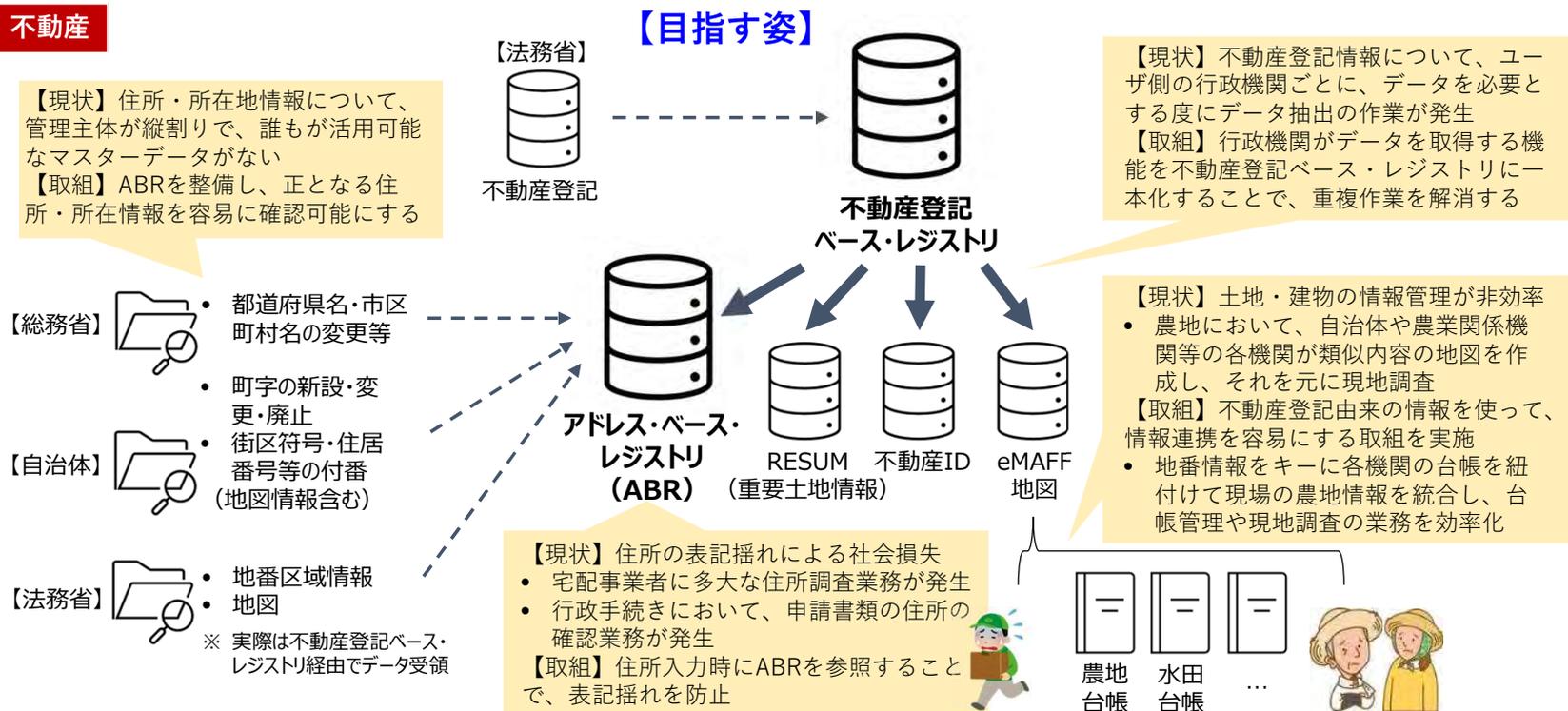
今後の取組方針

1. 業務 商業登記情報から共有開始。共有するマスターデータの項目特定（年内に確定）
2. 法令 機関間の情報連携や変更手続等の省略を可能にするための制度的な措置（年内に結論）
3. システム 基幹システム更改を見据えた全体設計と移行期の速やかな提供（年内に工程表策定）

【出典】デジタル臨時行政調査会（第7回）

課題2：AI時代の官民データ整備・制度対応

不動産



政策効果

不動産登記情報を悉皆的に活用した取組により課題解決を促進

- ・ (農地管理) 紙ベースの台帳管理・現地調査により、現状年間約820億円のコストが発生
- ・ (不動産取引) 査定や契約に必要な情報収集に、現状年間約420億円のコストが発生

今後の取組方針

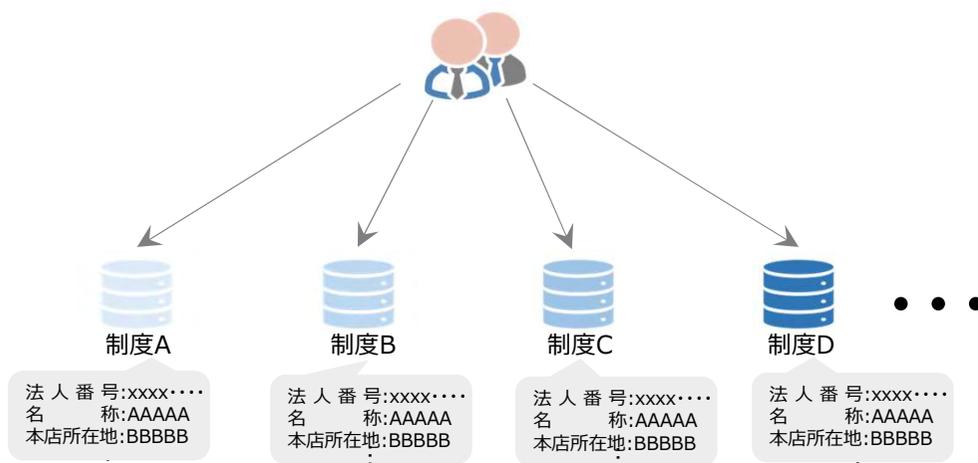
土地・建物については、不動産登記情報に関して、法人と同様の対応（前ページ）
住所や所在地情報について、各主体がバラバラに管理している情報をアドレス・ベース・レジストリが集約し、随時更新する仕組みを整備（令和7年度までに整備）

【出典】デジタル臨時行政調査会（第7回）

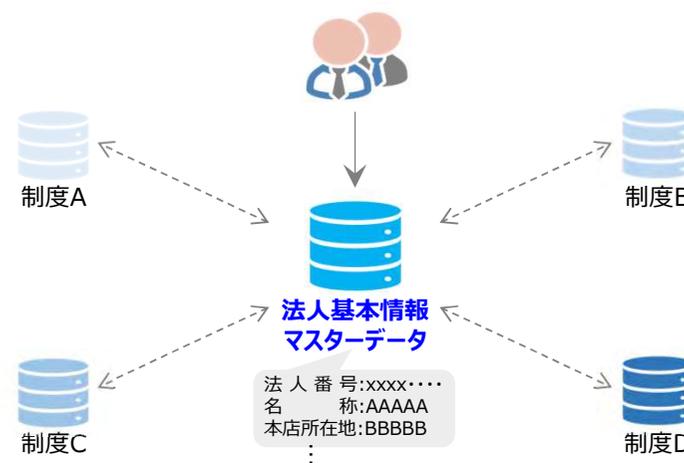
ベース・レジストリとして 法人基本情報のデータを整備することの意義

- 法人基本情報に係るデータを整備し組織間で共有することにより、各制度・行政手続において**重複する申請／届出の省略 = ワンスオンリー**（再提出不要）の実現や**通知等のデジタル完結の円滑化**が可能。
- また、将来的には制度間のデータの**相互互換性が担保**されることで各データを組み合わせることが容易になり、
 - ① 制度間の情報連携による**災害等の非常時における迅速かつ円滑な対応の実行**
 - ② データを元にした迅速な政策意思決定（= EBPM）がされることによる**社会全体の効率化**（=データドリブン経済社会の構築やオープンサイエンスへの貢献）
等が可能。
- 加えて、これらのデータの民間利用についても、行政機関が保有するデータの品質が改善することで、許認可事項の確認等が必要な**民間企業同士の取引効率化**にもつながる。投資対効果も踏まえながら、政府全体として検討していく必要。

【現状】
制度毎に法人基本情報を保有



【目指す姿】
法人基本情報は共有



法人基本情報に係る行政手続の省略／デジタル完結

- 現状、法人基本情報については、登記事項証明書等の添付省略の取組は進んでいるものの、**制度毎の申請／届出は必要**。法人基本情報を各制度間で共有することで、添付省略にとどまらず、申請／届出事項や変更申請／届出の省略等を進めることが可能なのではないか。
- また、申請／届出に限らず、今後は、行政機関側からアクションを起こすプッシュ型支援や通知についても、デジタル完結を目指すにあたって、**相手方法人の最新の宛名情報や連絡先を把握することも必要**。

	項目	税		社会保険	営業許可		支援制度		給付／支援金		統計調査	ログイン 認証
		法人税	地方税	年金	建設業	食品衛生	FIT・FIP 制度	事業再構 築補助金	持続化 給付金	東京都 協力金	事業所母 集団DB	GビズID
法人番号	法人番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業登記	会社法人等番号											
	商号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	本店（本店の所在地）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公告する方法											
	会社成立の年月日							○	○			
	目的	○	○									
	発行可能株式総数											
	発行済株式数・種類											
	資本金の額	○	○		○			○	○	○	○	
	役員に関する事項（代表者）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
役員に関する事項（役員）				○		○						
その他	電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	メールアドレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	株式保有				○			○				

各手続の対象数、変更手続件数（年間）

- 各制度においては、大きいところで、年10万件以上の法人基本情報の変更手続が行われている。
- 法人基本情報を共有することで、潜在的には、登記統計で判明している年約82万件の変更について、各制度と重複する項目については、手続を省略可能。

項目	税		社会保険	営業許可		支援制度		給付／支援金		ログイン認証
	法人税	地方税	年金	建設業	食品衛生	FIT・FIP制度	事業再構築補助金	持続化給付金	東京都協力金	GiZID
対象法人数	280万	280万	240万 <small>(事業所数)</small>	40万	20万	13.5万	10万	441万 ^{※3}	7.6万 ^{※4}	87万 ^{※6}
総手続	421万	2,100万 ^{※1}	1.4億	93万 ^{※2}	-	36万	-	441万 ^{※3}	73万 ^{※5}	-
うち、法人基本情報の変更手続 (名称／本店所在地／代表者 ／資本金の額等)	48万	74万 ^{※1}	11万	6万 ^{※2}	-	6.5万	-	-	-	-

「国税庁 令和2年度分会社標本調査」、「厚生労働省 厚生年金保険業態別規模別適用状況調べ（令和3年9月1日現在）」、「平成28年経済センサス」、「資源エネルギー庁 事業計画認定情報公表用ウェブサイト（2022年8月31日時点）」、「事業再構築補助金公募採択結果（第1回～第6回）（応募数）」、「経済産業省 持続化給付金の給付実績（申請件数）」、「東京都 感染拡大防止協力金の支給状況等について（令和4年2月14日時点）の申請受付件数」、「行政手続等の棚卸調査結果（令和3年度調査）」その他実績等よりデジタル庁作成

※1 eLTAXに電子申告・申請のあった件数（R3年度実績）、※2 令和3年度の手続件数、※3 令和2年5月1日～令和3年2月15日 給付実績、

※4 令和3年度実績における申請受付件数の最大値（令和3年4月12日～5月11日）、※5 令和3年4月1日以降の申請受付件数、※6 令和4年12月末時点、

●は、個人事業主または個人事業者を含む数

例えば、東京都所管地域（多摩地域・島しょ地域）の保健所では、「法人名称」、「本店所在地」、「代表者」の変更について、年間5,000件程度の変更届出を処理（R3年度実績）

	商号の変更	本店又は支店の移転	資本金の額の変更	役員（代表者含む）に関する事項の変更	計
2021年	15,489	159,908	36,010	603,751	815,158
2020年	15,535	157,757	34,339	601,118	808,749
2019年	15,887	141,367	34,350	592,593	784,197

登記統計よりデジタル庁作成

参考

各国の状況

34

	1. 申請の電子化のみ	2. 添付省略	3. 申請事項／変更申請・届出省略
法人基本情報の処理方法	・登記と重複する項目は 制度毎に申請／届出が必要 ・制度毎に申請／届出を行う際、 証憑書類は必要	・登記と重複する項目は制度毎に 申請／届出が必要 ・制度毎に申請／届出を行う際、 証憑書類は不要	・登記と重複する項目は 制度毎に申請／届出が不要
ユーザー体験	・登記所にて名称・住所変更登記後、税、社会保険、営業許可について、 それぞれ変更申請・届出 。登記の証憑書類も添付が必要。	・登記所にて名称・住所変更登記後、税、社会保険、営業許可について、 それぞれ変更申請・届出 。登記の証憑書類も 添付は不要 。	・登記所にて 名称・住所変更登記すれば手続完了
登記	✓	✓	✓
税	申請	✓	
	添付	✓	
社会保険	申請	✓	
	添付	✓	
許認可	申請	✓	
	添付	✓	
各国の状況	 アメリカ  イギリス  ドイツ  インド	 日本	 フランス  シンガポール  エストニア  中国

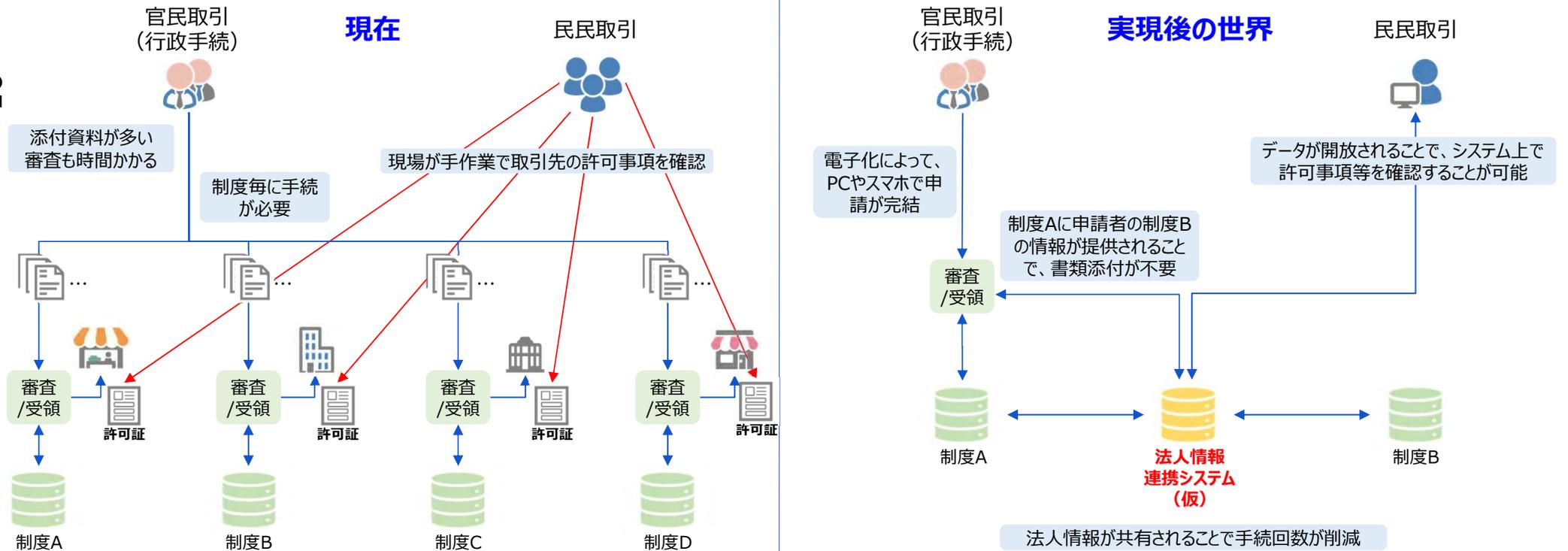
各国の経済波及効果（見込み／試算）	
ドイツ	個人・法人のレジストリ全体整備による、行政のデジタル化により効果として、約€63億を試算（2017年） 【内訳】 個人における効果：約€14億、 法人における効果：約€10億 、行政における効果（個人・法人合算）効果：約€39億 Nationaler Normenkontrollrat "Mehr Leistung für Bürger und Unternehmen: Verwaltung digitalisieren. Register modernisieren." (2017年)
フランス	法人向け行政サービス改革による、申請簡素化（申請項／変更申請・届出省略）として、 約€37億 のコスト削減を試算（2015年） 【内訳】 ワンスオンリーによる効果：約€37億、申請のオンライン化：約€1,470万 Pour les particuliers La préfecture et les services de l'État en région Pays de la Loire (prefectures-regions.gouv.fr)

デジタル庁による委託に基づき、ポストン コンサルティング グループが調査（調査時期：2023年1月～2月）

目指すべき社会 取引コストの低減による取引規模拡大、生産性向上

- 「法人」は取引における**権利義務の主体**。法人情報が整備され、利活用されることで、**社会全体の取引の効率化**が期待される。
- 現状、官民取引（行政手続）においては、制度毎に**申請者から全ての情報を取得し、制度間の連携も僅少**で、申請を行う民間側と、審査を行う行政側に**負荷が生じている**。加えて、許認可等の制度において網羅性や最新性を担保したデータが十分に整備されておらず、**給付や支援事業等や、民間取引における許認可の確認事務に活用できない等、社会全体として非効率な状態**に。
- 社会全体で法人情報を整備し活用することで、取引現場が事務負担から解放され、生産的な活動に専念**できるのではないかと。

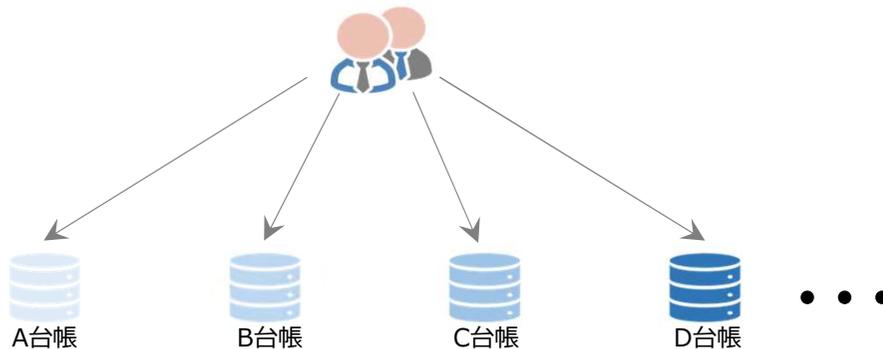
35



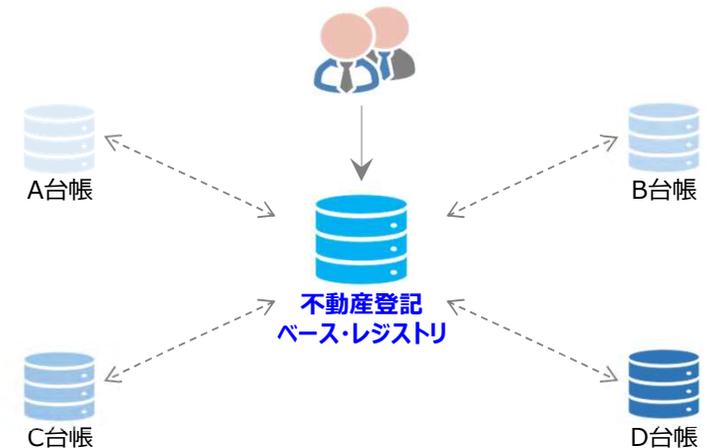
ベース・レジストリとして 不動産登記のデータを提供することの意義

- 不動産登記に係るデータをベース・レジストリを介して組織間で共有することにより、各行政機関等がバラバラに情報収集する手間を省くことができるほか、**ワンスオンリー（再提出不要）の実現**が可能。

【現状】
各行政機関等がバラバラに不動産登記情報を収集



【目指す姿】
不動産登記情報の提供元を一本化



土地・建物に関する台帳更新/行政機関内の情報提供/行政手続き効率化

- 不動産登記については、行政機関内での情報連携に関する作業の効率化において、技術的な課題が存在。また、制度毎に申請/届出をしており、一部、添付省略の取組は進んでいるものの、連携先の行政機関側の手作業が残る状況であるほか、各制度毎の申請/届出は依然として必要な状態。
- アドレス・ベース・レジストリについては、不動産登記ベース・レジストリより地番情報等の提供を受けるほか、町字の変更情報や住居表示実施に関する情報の提供を受ける必要がある。

		項目 <small>赤字：アドレス関連項目</small>	不動産登記ベース・レジストリ						アドレス・ベース・レジストリ	
			台帳			行政機関内での情報提供 <small>※必要なデータ項目については検討段階</small>			町字等変更	
			固定資産課税台帳	農地台帳	林地台帳	不動産ID	eMAFF 地図	RESUM (重要土地情報)	e-Tax	自治体による変更
土地	表示	不動産番号				○		○		
		所在	○	○	○	○	○	○	○	
		地番	○	○	○	○	○	○	○	
		地目	○	○	○		○	○		
		地積	○	○	○		○	○		
	原因及びその日付	○	○	○	○		○	○		
所有者	所有者情報（氏名・住所）	○	○	○			○	○		
	不動産番号				○		○	○		
建物	表示	家屋番号	○			○		○	○	
		所在及び地番	○			○		○	○	○
		建物の名称	○			○		○	○	
		種類・構造	○			○		○	○	
		床面積	○			○		○	○	
		原因及びその日付	○			○		○	○	
	所有者	所有者情報（氏名・住所）	○					○	○	
		行政機関側で更新	毎日	随時	随時					年間数十～50自治体
更新頻度	申請を受けて更新	-	年間4.7万 (権利移転許可)	年間3.5万 (所有者情報)			年間数十万	※自治体規模による		

マスターデータと 提供先の行政機関が必要として参照する項目を各行政機関ごとに特定

- 提供先において参照する不動産登記の項目が異なるので、必要な情報を提供する、適切なアクセスコントロールを行うことが必要。

		項目 <small>赤字：住所関連項目</small>	不動産登記ベース・レジストリ						アドレス・ベース・レジストリ	
			台帳			行政機関内での情報提供 <small>※必要なデータ項目については検討段階</small>				住所変更
			固定資産課税台帳	農地台帳	林地台帳	不動産ID	eMAFF 地図	RESUM (重要土地情報)	e-Tax	自治体都合
土地	表示	不動産番号				○		○		
		所在	○	○	○	○	○	○	○	
		地番	○	○	○	○	○	○	○	
	所有者	地目	○	○	○		○	○		
		地積	○	○	○		○	○		
		原因及びその日付	○	○	○	○		○		
建物	表示	所有者情報（氏名・住所）	○	○	○		○	○		
		不動産番号				○		○		
		家屋番号	○			○		○		
	所有者	所在及び地番	○			○		○	○	
		建物の名称	○			○		○		
		種類・構造	○			○		○		
更新頻度	行政機関側で更新	床面積	○			○		○		
		原因及びその日付	○			○		○		
		所有者情報（氏名・住所）	○					○		
	申請を受けて更新		毎日	随時	随時				年間数十～50自治体	
			-	年間4.7万 (権利移転許可)	年間3.5万 (所有者情報)			年間数十万	※自治体規模による	

マスターデータ

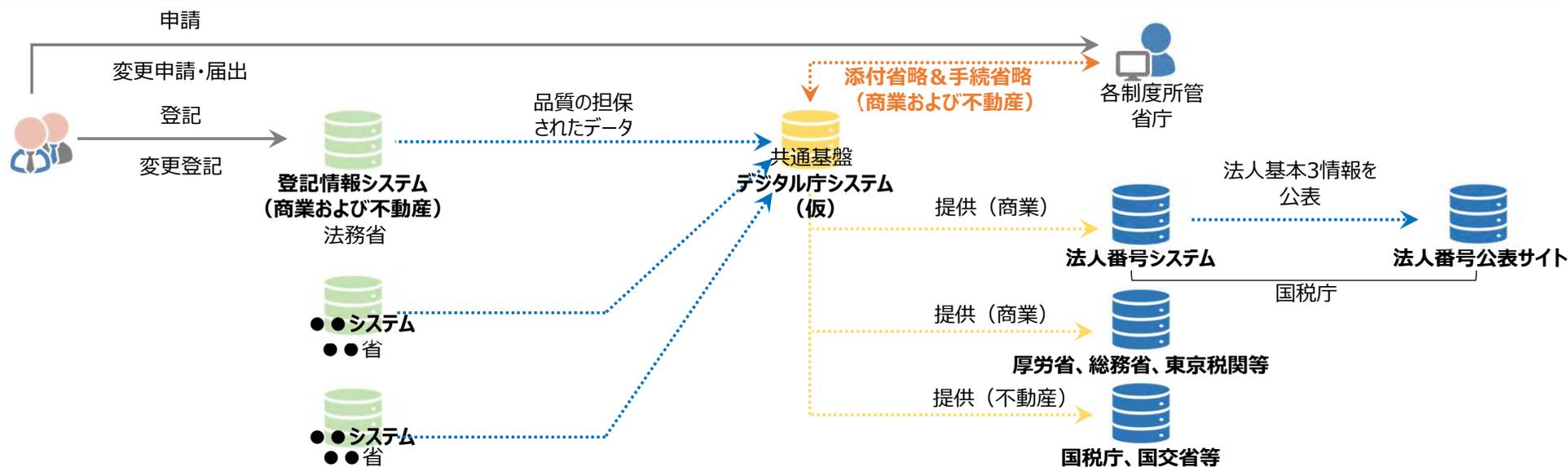
38

提供先の行政機関が参照する項目

登記由来のベース・レジストリの整備と提供 目指す姿

- 法務省の運用管理する、登記情報システムに、「データ品質の担保」を担うための規格等のルールを適用することは、既に次期システムが開発段階にあることから、**次々期システム更改（2030年予定）のタイミングで適用していくことが現実的。**
- また、次々期システム更改を見据え、**国の行政機関等における「住所」や「文字」に係る規格、登記時における入力ルール等の検討も、登記制度との整合性に留意しつつ、並行して行うことが適切。**

39



方針に基づくロードマップの考え方（案）

- ① 登記由来のベース・レジストリの整備と提供については、登記情報システムの次々期更改タイミング（2030年予定）に完成を目指す
- ② 過渡期においては、デジタル庁において、情報の提供根拠に係る制度的な対応やシステム的な連携基盤の準備が整い次第、住所の正規化や文字の縮退等を実施した上で、速やかに登記情報の提供を開始。これまでの既存の提供ルートについては、デジタル庁側の準備が済み次第、順次移行する
- ③ 次々期登記情報システムの更改を見据え、デジタル庁において、国の行政機関等における「住所」や「文字」に係る規格の整理を行う

